

院内不在者投票について

当院は、不在者投票ができる指定病院に指定されております。

- ①不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、かつ、
②投票期日当日に入院中の患者さん本人

であれば、病院長に投票用紙等の請求を依頼（申込み）することで、当院内で不在者投票を行うことができます。

現在、下記の選挙について院内不在者投票が予定されております。

ご希望の方は、事務局病院管理課（直通電話 024-547-1021）、又は、入院後に病棟スタッフまでお申し出ください。

選挙名（選挙期日）	院内不在者投票 予定日	申込期限
参議院議員選挙 （7月10日）	7月5日（火） 7月6日（水）	6月27日（月）16時
浪江町長選挙 （7月10日）	7月7日（木）	7月4日（月）正午
石川町長選挙 （8月28日）	8月25日（木）	8月22日（月）正午
新地町長選挙 （8月28日）	8月25日（木）	8月22日（月）正午
中島村長選挙 （9月4日）	9月1日（木）	8月29日（月）正午

<ご注意ください>

- 公示（告示）日の翌日以降に入院を予定されている方は、できるだけ入院前に期日前投票所で投票をお済ませください。
- ご家族やお付き添いの方はご利用できません。
- 投票期日前に当院から転院・退院される場合はご利用できません。
- 申込み後に無投票が決定した場合、院内不在者投票も実施されません。
- 申込期限後の申込みとなると、市町村への投票用紙等の送致が間に合わない等の理由でご希望に添えない場合がございます。
- 申込みの際にお伺いする生年月日や住所等は、投票用紙等の取り寄せ以外の目的には使用いたしません。